

○総務省令第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

総務大臣 石田 真敏

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免許の単位)            第二条 [略]            [2~4 略]</p> <p>5 基幹放送局(基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。))を行う実用化試験局を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一と(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。</p> <p>[一~五 略]</p> <p>六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)、外国語放送(同表(注)十一の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分</p> <p>[6~9 略]</p>	<p>(免許の単位)            第二条 [同上]            [2~4 同上]</p> <p>5 [同上]</p> <p>[一~五 同上]</p> <p>六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)、外国語放送(同表(注)十の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分</p> <p>[6~9 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。